

生活習慣病管理料（Ⅱ）に関するお知らせ

当院では、令和6年度（2024年度）の診療報酬改定に基づき、**高血圧、脂質異常症、糖尿病**のいずれかを主病として通院されている患者様に対して、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり、**生活習慣病管理料（Ⅱ）**を算定しております。

■ 対象となる方

以下の生活習慣病のいずれかで通院されている患者様が対象です：

- ・ 高血圧
- ・ 脂質異常症（高コレステロールなど）
- ・ 糖尿病

■ 管理内容について

医師が患者様ごとに療養計画を作成し、**生活習慣の見直し、食事・運動指導、服薬管理**などを含む総合的な指導を行います。

また、患者様には、療養計画書への**署名（または口頭での同意）**をお願いしております。

■ ご理解とご協力をお願い

この変更は、生活習慣病の管理をより効果的に行い、重症化の予防を図ることを目的としています。

引き続き、質の高い医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和7年4月1日

渡辺内科医院 院長 渡邊 順